

3.1.2 連邦政府危機対応計画：FEDERAL RESPONSE PLAN January 2003

(1) 連邦政府 危険物・バイオハザード等に対する対応プラン “Federal Hazard ESF10”

Emergency Support Function 緊急支援業務10 危険物 付属文書

Primary Agency: 米環境保護庁 (Environmental Protection Agency)

Support Agencies:

農務省 (Department of Agriculture)

商務省・米国大洋海気局 (Department of Commerce, National Oceanic and Atmospheric Administration)

国防総省 (Department of Defense)

エネルギー省 (Department of Energy)

保健社会福祉省 (Department of Health and Human Services)

国土安全保障省・米国沿岸警備隊 (Department of Homeland Security, U.S. Coast Guard)

内務省 (Department of the Interior)

法務省 (Department of Justice)

労働省・職業安全衛生管理局 (Department of Labor, Occupational Safety and Health Administration)

国務省 (Department of State)

運輸省 (Department of Transportation)

原子力規制委員会 (Nuclear Regulatory Commission)

1. はじめに

A. 本文書の目的

「緊急支援業務 (ESF) 10 - 危険物」では、大規模災害や緊急事態に続いて予測される、またはすでに発生している石油関連物質や化学、生物、放射性物質、その他の危険物の放出や漏洩に対応し、州および地域自治体に連邦による支援を提供するものである。ESF10は連邦応急対応計画 (FRP) の一部として、以下のいずれかの状況が該当する場合に発動される。

1. 災害発生に際し、スタッフオード法および緊急支援法 (Emergency Assistance Act) に基づき、被災した州や地域自治体の応急対応活動を連邦政府が支援する必要があると大統領が決定した場合（国土安全保障省 (DHS) を通じて）。または、

2. スタンフォード法で定める宣言発令が見込まれる大災害または緊急事態が予測される場合。大統領宣言は自動的にESF 10を発動するものではない。被災地を管轄する州、環境保護庁 (EPA) 、さらに米国沿岸警備隊 (USCG) と DHS が協議し、適切な場合に、州や地域自治体の応急対応活動を補完する支援が発動される (USCGが大災害または緊急事態協議に加わるのは、主な被害がその管轄内に含まれる場合のみである。また環境保護庁 (EPA) はそのような状況で、ESF業務における主要機関として助言を求められる)。

ESF活動内における「危険物」という語の定義は広く、そのなかには石油物質から、「包括的環境対処・補償・責任法 (CERCLA)」および同法修正で定められている有害物質、同法101条 (33) で定義されている環境汚染物質、さらに大量破壊兵器を含む化学物質、生物物質、放射性物質が含まれる。「危険物」放出に対する連邦の応急対応は「連邦石油および有害物質汚染」緊急時計画 (国家緊急時計画 (NCP)) に基づき実施される (40 連邦規制基準 (CFR) 300)。

3. 米国沿岸警備隊 (USCG) の地理的管轄区域内では、環境保護庁 (EPA) がUSCGとの緊密な連携の下、ESF10関連業務の連邦責任者 (National Chair) および主導機関として機能する。環境保護庁 (EPA) の管轄権内の大災害または緊急事態に関しては、準備およびESF10発動の際のESF10地域責任者

(Regional Chair) を環境保護庁 (EPA) が務める。USCG管轄内ののみで影響がみられる大災害および緊急事態では、USCGがESF10地域災害現場責任者 (Regional Incident Chair) を務める (正確な管轄区

の境界は環境保護庁（EPA）とUSCGの合意で決定されており国家緊急時計画（NCP）および、より詳細については「石油物質および危険物汚染緊急時計画（Regional Oil and Hazardous Pollution Contingency Plans, RCPs）」で説明されている。このような応急対応においては、USCGはDHSから直接、任務指示を受ける（国家緊急時計画（NCP）に基づき設置された応急対応機構に対し円滑な接触を提供するために、状況によってはESF10の現場地域主導権のある地域責任者からその他へ委譲することもある）。環境保護庁（EPA）およびUSCG双方の管轄権によぶ事件の場合には、環境保護庁（EPA）がESF10現場責任者の役に就任し、USCGが副責任者となる。それぞれの機関には主導権および特定の責務を他方へ委譲する選択肢が与えられるが、国家緊急時計画（NCP）および国家緊急時計画（NCP）以外の計画に準じて、常に現場責任者がESF10の効果的実行に関する責任を保持する。

B. 活動範囲

1. 連邦資源の最も有効かつ効率的な利用を保証する連邦応急対応計画（FRP）の調整業務範囲内に、国家緊急時計画（NCP）応急対応メカニズムを位置づけることで、ESF10は予測される危険物の放出や漏洩、またはその双方、さらにすでに発生したそれらの事態に対する応急対応の調整を提供する。ESFには、予測される危険物災害、またはすでに発生した災害が引き起こす公衆衛生や公共福祉、環境に対する脅威の防止、最少化、抑制のために適切な応急対応活動が含まれる。
2. 本ESFは応急対応作戦によって召集された連邦省庁および連邦や現場の応急対応組織間の調整役の主導や、任務の分担・特定などを確立するもので、この中には対応可能な組織や応急対応要員、資源に関する詳細が含まれる。本ESFは予測される危険物の放出や漏洩、またはその双方、さらにすでに発生したそれらの事態に対し、州および地域機関の応急対応を支援し、またそれら支援資産を所有する連邦省庁および連邦機関のすべてに適用される。
3. 石油排出および危険物漏洩への応急対応は国家緊急時計画（NCP）に準じて実施される。「包括的環境対処・補償・責任法（CERCLA）」で策定された対応権限および責任、また水質汚染防止法（Clean Water Act, CWA）311章で確立された権限は石油汚染法（Oil Pollution Act, OPA）で修正されたように、国家緊急時計画（NCP）によって完了する。国家緊急時計画（NCP）の下で、環境保護庁（EPA）が任命した現場調整官（OSC）、USCG、国防総省（DOD）、またはエネルギー省（DOE）のいずれかが連邦としての応急対応策に着手する。国家緊急時計画（NCP）に基づく適切な応急対応活動には、放出された危険物の検査、識別、抑制、除去、廃棄などが含まれ、具体的には次のような作業が含まれる。
 - ・土盛り、防油堤、貯水設備づくり
 - ・汚染土壤・汚泥の埋め立て
 - ・化学物質その他の物質を使用した放出物質の封じ込めまたは拡散抑制、または影響緩和
 - ・排水溝管理
 - ・フェンス、警告標識その他、安全管理および現場管理のための予防措置
 - ・排水溝エリアからの高度汚染土壤の除去
 - ・有害物質を格納したドラム缶、樽、タンクその他の大型容器の除去
 - ・その他、必要と考えられる対策
4. 以上に加えESF10は、通常国家緊急時計画（NCP）の下では対応されない範囲でありながら、災害や緊急事態の帰結として公衆衛生、公共福祉、環境などに脅威を与えると予測される危険物放出、およびすでに発生した同様の事態への応急対応も提供できる。そのような事態に適応するESF10の業務には、家庭の廃棄危険物収集、残骸廃棄の許可およびモニタリング、水質モニタリングと汚染防止、大気保全サンプリングおよびモニタリング、自然資源の保護などが含まれ、この他の業務も考えられる。

C. 国家緊急時計画（NCP）、連邦応急対応システム（NRS）、連邦および地域応急対応チーム（NRT/RRTs）に基づく既存の緊急対応の関係

1. 本ESFの下に実施される応急対応活動の調整は、「連邦・石油および有害物質危機対応システム」（National Oil and Hazardous Substances Response System, NRS）で実施されるように、国家緊急時計画（NCP）における連邦緊急応急対応チーム（National Response Team, NRT）および各地域応急対応チーム（National Response Team, RRTs）の任務や管轄と相反するものではなく一致するもので

ある。NRSは危険物対応において、省庁や各プログラム、さらに資源などを、関係各機関や管轄担当とともに高度に組織化したネットワークである。NRSの中心となる構成要素は国家緊急時計画（NCP）、連邦および地域応急対応チーム（NRT/RRTs）、連邦応急対応センター（National Response Center, NRC）、さらに地域緊急時計画である。各州は地域レベルでNRSに参加する。

2. 連邦応急対応チーム（NRT）は、石油および危険物放出による大規模な環境被害および公衆衛生への影響に責任を負う16の連邦省庁から構成されており、国家緊急時計画（NCP）に基づく連邦省庁の活動の主要な調整媒介となる。NRTは連邦の計画および応急対応調整を実行し、高度に組織された石油および危険物緊急応急対応ネットワークの連邦レベルの頂点となる。連邦応急対応チーム（NRT）は連邦計画および応急対応を実行し、また連邦応急対応システム（NRS）を監督する。NRTの責任者が環境保護庁（EPA）を、副責任者をUSCGが務める。本部レベルの連邦応急対応チーム（NRT）と大災害応急対応グループ（CDRG）間の連絡は、ESF下の活動が提供する。連邦応急対応チーム（NRT）は本ESFに基づき連邦応急対応計画（FRP）の配置準備活動へ参加し、本ESFの発動後は応急対応活動への緊密な関与が期待されている。環境保護庁（EPA）は同庁の管轄下においてESF10地域災害現場責任者（RIC）である。USCGの管轄下で発生した災害に関しては、USCGがESF10の地域災害現場責任者（RIC）を務める（この場合、USCGの一層の積極的参加、およびCDRGにおける支援を受けて、環境保護庁（EPA）は連邦責任者として残留する）。

3. 各地域応急対応チーム（RRTs）は連邦緊急応急対応チーム（NRT）に参加している各連邦省庁の代表および被災地域の各州代表から構成され、責任担当は環境保護庁（EPA）とUSCGの双方で分担する。地域応急対応チーム（RRTs）は応急対応開始以前の計画および準備機関として機能する。応急対応活動中は、地域応急対応チーム（RRTs）が各省庁が派遣する応急対応要員を指揮し、現場調整官（OSC）に対する協力、助言を行う。また各地域応急対応チーム（RRTs）は本ESF下の準備活動へ参加し、さらに本ESFが発動された際には応急対応活動への緊密な関与が期待されている。地域レベルでは本ESF下に準じる活動によって、国家緊急時計画（NRP）の応急対応（RRTの支援を受けて活動する）に基づく現場調整官（OSC）と、連邦応急対応計画<FRP・連邦調整官（FCO）が管理し被災地事務所（DFO）が実施する>の災害応急対応活動全体との間に、接点が提供される。

現場調整官（OSC）は国家緊急時計画（NCP）の下に、連邦による石油および危険物の検査、識別、抑制、除去、または廃棄や被害最小化などの活動、または同じく連邦が予測される有害物質漏洩に対して行う予防措置、被害緩和、被害最小化などを調整、統合、管理する責任を担う。これらの活動はESF地域災害現場責任者（RIC）のもとに調整される。この地域災害現場責任者（RIC）は環境保護庁（EPA）の担当、またはUSCGとRRTによる共同担当となる。

4. 連邦応急対応計画（FRP）が発動され、本ESFの始動を必要とする危険物漏洩が発生した際には、国家緊急時計画（NCP）および省庁の始動手順が各自に課している任務および責任分担の実行に移る。これらの各活動は主に、被災地域全体に起こると予想される特定の石油や有害物質放出への対応に集中する。しかし、本ESFで示されているように連邦による危険物応急対応には統一化された調整メカニズムが必要とされる。次にその理由をあげる。

a. 深刻な危険物放出が同時多発的に発生する可能性があり、その場合、応急対応資源への需要集中を考えられる。限られた資源を最大活用し、最も効果的な全体への応急対応を確実にするためには、被災状況に関する情報を敏速に収集、分析し、できるだけ早急に応急対応優先順位を確定しなければならない。

b. 応急対応活動に関する情報は被災地事務所（DFO）および連邦調整官（FCO）に継続的に提供されなければならない。多くの場合、情報は複数の州や地域からもたらされることがある。そのような状況下では混乱を回避するために、まずは応急対応現場からESF10地域災害現場責任者へ情報を送信し、さらに連邦調整官（FCO）、そこからさらにESF10連邦責任者へ、といった情報流通経路をとるべきである。

c. 連邦緊急応急対応チーム（NRT）および各地域応急対応チーム（RRTs）に参加する多くの省庁はまた、その他のESFにも基づきながら一連の災害応急対応に参画していると考えられる。よって、省庁の資源に対する需要同士がぶつかる可能性もある。例えば、国防総省（DOD）は過去に国家緊急時計画（NCP）に対し人員および器材を資源として提供しているが、同省は同じく他の11のESFを支援する省でもあることから、国防総省（DOD）資源に対する深刻な需要衝突が起こると想定できる。ESF10に影響を与える資源需要衝突はすべて、被災地事務所（DFO）において連邦調整官（FCO）とESF責任者が解決を

図り、その後連邦のESF10を通過した後、大災害応急対応グループ（CDRG）レベルで最終的に解決される。

5. 環境保護庁（EPA）は本ESFのための準備および応急対応調整活動の全体管理を行う。一方、USCGはEPAとの連携の下、USCGが管轄責任を持つ被害地域において、本ESFのための準備および応急対応調整活動の管理を行い、これらの支援には、地域副責任者または本ESFの現場責任者といった責務が含まれる。

II. 方針

A. 国家緊急時計画

国家緊急時計画（NCP）は石油および有害物質の漏洩または脅威に対する応急対応計画および連邦資源使用の原則として機能する。本ESFに基づく応急対応活動は、国家緊急時計画（NCP）条項を実行するために策定された方針、手順、指示、指針に準じる。

B. ESF地域責任者

緊急時以外の活動では、地域応急対応チーム（RRT）の共同責任者である環境保護庁（EPA）が地域ESF責任者も兼任する。もう一方のRRTの共同責任者であるUSCGは地域ESFの副責任者となる。両者ともESF10の計画および始動に関与する。

C. 支援連邦省庁

可能な範囲で本部および地域レベルの双方において、本ESFに参加する支援省庁要員は、同時に連邦緊急応急対応チーム（NRT）または各地域応急対応チーム（RRT）へ任命されている人員でもあることが好ましい。そのような兼任を課す任命が難しい場合には、各ESF担当要員は自分の省庁のNRTおよびRRT代表と緊密な連携を維持すべきである。

D. 多重応急対応活動

応急対応活動が多重に行われることにより、複数の連邦現場調整官（FOSC）が応急対応開始に関与する際には、すべての省庁および現場調整官の緊密な連携を維持するメカニズムとしてESFが機能する。本ESFの環境保護庁（EPA）地域責任者は、管轄範囲内において適切な応急対応活動が確実に調整、実行されるよう取り組む。USCGの複数の管轄区域が環境保護庁（EPA）の管轄区域と重なる場合には、USCG本部がESFの地域災害現場責任者を選択する。ESFのUSCG地域災害現場責任者はUSCG管轄範囲内における応急対応活動が確実に、適切に調整、実行されるよう活動する。

E. テロリズム災害

FRPの「テロリズム災害に関する付属文書」が適用された場合、同文書で特定されている内容に従い、ESF10は危機管理対応中および事後管理フェーズにおける支援を提供する。

III. 状況

A. 災害状況

自然災害またはその他の災害は、周辺環境への危険物の放出を引き起こすさらに多くの事態につながる可能性がある。危険物の生産、製造、使用、保管、廃棄などを行っている建築施設（化学工場、コンビナート、研究施設、操業中の危険物処理場など）は深刻な損傷を受けることによって、通常の流出抑制機構や格納手段が無効となる恐れがある。また危険物を輸送中の場合は、鉄道事故、ハイウェイの衝突事故、水運事故などに巻き込まれる恐れがある。危険物廃棄場も損傷を受け、貯蔵池やタンク、ドラム缶などが劣化する可能性がある。有害物質を輸送するパイプラインの損傷または亀裂によってそれらの物質が放出されると、さらに深刻な問題を引き起こす。災害復旧作業が、公衆衛生や公共福祉に対する危険物による脅威を生むこともある。テロリズム事件の場合は、大量破壊兵器の使用もありうる。

B. 計画の前提要素

1. 周辺環境に放出された危険物に対する評価、被害軽減、モニタリング、除去、廃棄などの応急対応活動への要請の度合いが、州および地域自治体が可能とする範囲を越える。
2. 内陸および沿岸地域など、隔離された箇所で多くの緊急事態が同時発生している。
3. 標準的な通信機器および手段（電話線やラジオなど）が切断または破壊されている。
4. 交通インフラ（道路、鉄道、橋梁、空港など）が損傷状態から復旧していないために、応急対応要員や除去作業員、応急対応器材などが危険物漏洩現場へ近づくことが難しい。
5. 稼動中の応急対応能力の補完および予備または救援資源として、応急対応や除去作業のための要員および器材の追加が必要と見込まれる。
6. 災害自体による有害物質放出が発生しない場合でも、被災地周辺または隣接する区域にある施設の安全性については大きな懸念が残る。これらの施設ではESF10による安全評価およびモニタリングを行う必要性があると思われる。「スーパーファンド改正・再承認法 (SARA)」のタイトル3や「1990年大気汚染防止法・改正」、「1990年石油汚染防止法」および「1990年危険物輸送統一安全法 (Hazardous Materials Transportation Uniform Safety Act of 1990)」に準じて提供される情報は、これらの施設の把握に役立つ。
7. 危険物サンプルの分析を担当する研究施設が損壊している恐れがある。
8. 被害調査や人員および器材の被災地への輸送に航空手段が必要な可能性がある。
9. 汚染物質の廃棄のために緊急避難が必要。
10. 応急対応の初期に、ESF10要員が自立して活動することを想定しなければならない。
11. 大量破壊兵器の関わる事件によって調整手順の追加や、特定の応急対応活動に即する必要性が起こる場合。大量破壊兵器応急対応は通常の緊急活動として開始され、後に大量破壊兵器による事件であることが判明する可能性が考えられる。
12. 放射性物質の放出や漏洩が関わる場合、連邦の対応は「連邦放射性物質緊急対応計画 (FRERP)」または主導連邦省庁 (LFA) によって適切と判断される国家緊急時計画 (NCP) と一致する。FRERPの応急対応は担当FLAによる調整を受ける。これらのFLAには、応急対応用資源や施設を所有し、その使用権限を持ち、またそれらを統制しているLFA、またはそれらに責任のあるLFA、または緊急事態を起こしている放射性物質対応活動に責任のあるLFA、さらにその緊急事態への応急対応に責任のあるFLAなどが含まれる。

IV. 活動コンセプト

A. 活動範囲

1. 環境保護庁 (EPA) はESF10の各発動について、連邦責任者および主導省庁として機能し、USCGの地理的管轄区域内ではUSCGとの緊密な連携の下、活動を行う。EPAの管轄権内の大災害または緊急事態に関しては、準備およびESF10発動の際のESF10地域責任者 (Regional Chair) をEPAが務める。USCGは、USCG管轄内のみに影響のある大災害および緊急事態で、ESF10地域災害現場責任者 (RIC) を務める。
2. 国家緊急時計画 (NCP) で規定された応急対応、および応急対応に貢献する手続きを開始する省庁はすべてESFを通じて調整される。本ESFは、人体や社会福祉、環境などに脅威を与える危険物の放出や漏洩に対し、効果的でよく調整された、有効な応急対応の促進に努める。本ESFは該当する州と共同して、複数の緊急現場への支援提供および全体的な管理を調整し、被害軽減、汚染除去、危険物の廃棄、災害による影響の最少化などに適切な行動がとられるよう確実に取り組む。ESFはまた、連邦、州、地域担当官らによる応急対応支援の優先順位決定を促進する。
3. 本ESFはすべての応急対応活動の文書化を要請し、活動終了後の要項の補完および主導省庁や支援省庁の実施した活動の評価に役立てる。
4. ESF10の発動と同時に、一名もしくはそれ以上の現場調整官が石油および有害物質除去活動を調整、指示する。現場調査官が環境保護庁 (EPA)、USCG、国防総省 (DOD)、エネルギー省 (DOE) のいずれから派遣されるかは緊急事態発生の地点による。本ESFの地域責任者は現場調整官に対する協力し、応急対応資源の最大有効活用および、管轄活動のギャップや重複を避ける責務がある。

B. 組織

図ESF10-1は、石油または有害物質、またはその双方の関わる災害が発生し、国家緊急時計画 (NCP) が始動された状況のために、本ESFにおける連邦および地域の組織体系を示したものである。

図10-1 -ESF10連邦および地域組織体系

1. 連邦レベル応急対応支援体系

- a. 本ESFはFEMA長官（the Director）、化学物質緊急準備予防部（CEPPO）、固体廃棄物応急対応部、および環境保護庁（EPA）の指令によって発動される。EPAはまた本ESFの責任者でもある。沿岸地域の対応では本ESFはFEMA長官（the Director）、応急対応部、USCG、およびCEPPO長官の合同司令によって発令される。本付属文書のセクション1A参照。
- b. 大災害応急対応グループ（CDRG）との連絡はESF責任者またはその指名する者が代表し、ESF地域責任者との連携を保持する。
- c. 初期状況評価に基づき、ESF責任者は（適切な場合はESF副責任者と協議した上で）その後の非常事態期間中に、ESFに対する24時間体制の人員派遣を要請する省庁を決定する（要請は電話連絡または口頭で）。この件に関し支援提供が適切な場合には、環境保護庁（EPA）の化学物質緊急準備予防部（CEPPO）およびUSCG応急対応部、またはそのどちらかが管理を支援する。ESF10はEPAに拠点を構え、または状況に応じてはUSCG本部を拠点に活動する。ESF支援省庁は24時間体制で、隨時敏捷に人員派遣を行えるよう待機する。
 - (1) 環境保護庁（EPA）は同本部にある緊急業務センター（EOC）から本ESFを実行する。
 - (2) USCGに管轄権のある地域では、USCGは同本部応急対応部を拠点に活動する。
- d. 緊急支援チーム（EST）のなかでは、ESF10業務は事前に指名されている環境保護庁EPA本部代表者およびUSCG代表者、またはそのどちらかが代表するが、必要に応じては他のESF参加省庁の代表が選任されることもある。ESTにおけるESF10代表の目的は、本部においてESF同士の連邦レベルの調整、連絡を提供し、ESF 5「情報・計画」および大災害応急対応グループ（CDRG）に対し、正確な技術的情報を提供することである。ESTにおけるESF10代表は状況に応じてESF10責任者とEPA本部で面会、またUSCG責任者とはUSCG本部で面会する。EPAのESF10責任者は同時にESF10の大災害応急対応グループ（CDRG）の代表でもあり、USCGとの緊密な協調の下、応急対応活動に関する連邦レベルの方針を決定する。USCGはまた、CDRG会議にも必要に応じて代表を送る。ESF10責任者は必要に応じて、地域間資源に関する活用、分配、動員といった地域応急対応活動に対する方針および指示を与える。
- e. 石油／危険物応急対応の実行においては国家緊急時計画（NCP）内の方針および手順が厳守される。即時対応が求められる特殊状況下では、国家緊急時計画（NCP）内の管理手順のいくつかを省略することは可能である。ESF責任者は助言や支援を求めるために連邦応急対応チーム（NRT）と協議し、本ESFに基づいて活動を実行に移す。同様にESF地域責任者はRRTと協議して助言、支援を求める。
- f. 危険物の放出が関与しながら、通常は国家緊急時計画（NCP）の対応範囲に入らない予測危機事態、またはすでに発生した事態にESF10が応急対応することもある（セクションI.B および III.A参照）。このような活動の実施においても、国家緊急時計画（NCP）の中の適用可能な方針、手順が厳守される。

2. 地域レベル応急対応体制

- a. 本ESF地域責任者の責務は環境保護庁（EPA）の地域応急対応チーム（RRT）共同責任者が担う。本ESF地域副責任者の責務は、USCGの地域応急対応チーム（RRT）共同責任者が担う。
- b. USCG管轄地域内のみで発生した事態への応急対応では、USCGの地域応急対応チーム共同責任者が本ESFの地域災害現場責任者となる。
- c. ESF地域責任者は連邦調整官（FCO）との交渉において本ESFを代表し、支援省庁やその他の現地ESF、ESF連邦責任者、現場調整官（OSC）、RRT、連邦高官らと緊密な連携を保持する。
- d. 地域レベルのESFは本ESFセクションVで一覧されている連邦省庁の代表で構成される。
- e. 複数の州にまたがる事態発生の際には、ESF地域責任者が各州ごとのESF10調整官を任命する。被任

命者は担当州の応急対応活動を調整し、被災地事務所（DFO）にてESFを代表する。被任命者はESF10責任者と緊密な調整を行う。

f. 地域責任者は先遣隊（Advance Element of the Emergency Response Team, ERT-A）代表を任命し、ESF支援省庁との連携の下、被災地事務所（DFO）における本格的ERT活動に必要な人員配置を決定する。被災地事務所（DFO）の人員配置には主要省庁からの要員に加え、USCG、国防総省（DOD）、商務省・海洋大気局（DOC/ NOAA）、保健社会福祉省（HHS）からの要員を加えることができる。

g. 被災地事務所（DFO）では地域責任者が、ESF10応急対応活動と連邦調整官（FCO）間の調整の中心点となる。.

h. 「テロリズムに関する付属文書」が発動された場合には地域責任者は、ESF10応急対応活動がFBIの合同オペレーションセンター（JOC）と十分に統合されるよう確実に対応する。

i. 地域責任者は以下に対する支援を行う。

- ・環境保護庁（EPA）管轄下における危険物災害のために派遣される連邦現場調整官（OSC）、または危険エリアへEPAから派遣される連邦現場調整官（OSC）の支援
- ・USCG管轄下における危険物災害のために派遣されるUSCG担当官、または危険エリアへ派遣されるUSCG担当官の支援
- ・国防総省（DOD）施設や船舶などで発生した危険物漏洩に応対するDODへの支援
- ・エネルギー省（DOE）施設や発生した危険物漏洩に応対するDOEへの支援

j. 現場調整官（OSC）は石油および危険物応急対応活動を指揮し、災害発生現場における他のすべての連邦省庁の活動調整を行う。特殊な応急対応については国家緊急時計画（NCP）に示されており、そのなかには公衆衛生・福祉・環境への脅威を予防、最少化、軽減するための緊急措置も含まれている。

k. 現場調整官（OSC）は連邦緊急業務ネットワークの支援を受ける。このネットワークには連邦応急対応チーム（NRT）、RRT、その他の特殊部隊や特殊チームが含まれる（連邦攻撃部隊、環境応急対応チーム、科学支援調整官、地域応急対応グループ、放射性物質緊急対応チーム、海難救助潜水活動部隊（SUPSALV・海軍省所属）指揮官など）。これらの専門グループは放出物質の除去、廃棄作業において、技術的支援、助言、その他のサービスや補完的支援を提供できる。

l. 現場調整官（OSC）は応急対応の実行にあたり必要に応じてRRTに協議し、応急対応活動について常にRRTに情報提供しなければならない。このRRT責任者は可能な範囲で、同時にESFにおけるRRT責任者であることがのぞましい。

m. 現場調整官（OSC）の活動は、連邦、州、地域、民間などの適切な応急対応機関と連携する。ESF発効に関わるすべての現場調整官（OSC）は、地域責任者と緊密な協力関係を保ち、応急対応と連邦の方針を常に確実に一致させる。

C. 告知

1. 国土安全保障省（DHS）は予想される、またはすでに発動した連邦応急対応計画（FRP）またはESF10の発動について、ESF連邦責任者に告知する。
2. DHSは予想される、またはすでに発動した連邦応急対応計画（FRP）またはESF10の発動について、連邦緊急応急対応センター（NRC）に告知する。NRCは本ESF本部および地域責任者、さらにその他必要な連邦および州の担当官またはその指名する者に告知する。または、環境保護庁（EPA）またはUSCGの地域責任者、またはその両者が、担当するDHS地域で予想されるESF10発動に関する警告告知を受ける。
3. その他の連邦機関が事件発生について通知を受けた場合、その機関は連邦応急対応センター（NRC）およびDHSに直接連絡する義務がある。
4. 告知と同時に、すべてのESF要員（連邦レベルでは緊急支援チーム、地域レベルでは地域支援チーム）はその所属機関に連絡をとり、24時間体制でESFとの電話連絡のために待機する。また、すべてのESF要員は要請に応じて災害発生地点の状況報告について準備する。

D. 応急対応措置

1. 初動対応

- a. 本ESFの連邦責任者が災害告知2時間以内に適切な省庁代表者を召集し、必要な技術的支援提供に関する計画を策定する。この召集は緊急電話会議または、環境保護庁（EPA）やUSCG緊急業務センターなど適当な場所に実際に集まって行われる。
- b. 連邦ESFは基本的に次の活動に焦点をおく。
 - (1) 連邦および地域ESF要員への告知の確認
 - (2) 連邦応急対応活動に対する環境保護庁（EPA）緊急業務センターまたはUSCG緊急業務センターによる支援確保
 - (3) 被災地域ESFとの通信手段の確立
 - (4) 指定された支援地域、およびその他の適切な州や地域機関との通信手段の確立
 - (5) その他、連邦レベルのESF要素、特にESF 5との調整
 - (6) 危険物による災害程度の把握
 - (7) 初動対応に必要な資源の把握
 - (8) テロリズム発生の場合には、危機管理フェーズ中およびその後に要請される支援を提供すると同時に、国家緊急時計画（NCP）応急対応活動の実行を継続
- c. 地域レベルESFは該当地域の社会福祉省からの告知と同時に始動する。地域ESFの下に調整される初動対応は次の通りである。
 - (1) 地域ESFメンバーへの警告
 - (2) 先遣隊（ERT-A）および緊急対応チーム（ERT）へのESF代表の派遣
 - (3) 緊急支援チーム（EST）における連邦ESFとの接触、調整
 - (4) 地域支援チーム（RST）や連邦緊急業務センター（EOC）、およびその双方との通信手段を確立し（地域計画による）、初期災害評価を入手
 - (5) 支援地域の環境保護庁（EPA）との通信手段を確立。EPAのESF10地域責任者はそれら支援地域のEPAに連絡し支援を要請する。被災地への支援派遣の事前にEPA本部は支援地域の調整を行っておくべきであり、各支援地域はEPA本部を通じて必要とされている追加資源を調達すべきである。USCGに管轄権のあるところでは、EPAはまず事前に指定されているUSCGの支援地域との連絡を確立する。USCGによって指定されている支援地域は、被災地後方で初期応急対応を支援することが期待される。各USCG支援地域はUSCG本部を通じて、必要とされる追加資源を調達すべきである。
 - (6) 次の事項について評価を行う：予測される、または実際に発生した危険物漏洩についての特徴、量、地点；人体または環境への汚染経路；該当物質の拡散にかかる時間と方向の予測；予測される人体、公共福祉、安全性、環境などへの影響；応急対応資源、技術的支援、除去サービスの種類、利用可能性、位置など；人体保護および公共福祉、環境保護などの優先順位
- d. 石油や有害物質の漏洩の確認、または予測されるそのような事態が把握された時点で、ESF地域責任者は現場調整官（OSC）およびRRT（召集されている場合）と緊密に協力し、応急対応戦略を策定、始動する。

2. 継続対応措置

応急対応活動が軌道に乗った時点、また活動継続期間中、ESF支援省庁の代表者（連邦および地域レベル）はESFの需要について各自の省庁と調整し、ESF活動を実施する。地域ESFは地域ESF責任者の下で、次のような活動を行う。

- a. 被害調査チームやその他のESF、連邦、州、地域機関などから被害状況に関する情報を入手する。
- b. 連邦、州、地域機関などと協働で支援要請を把握し、応急対応優先順位を確立する。
- c. 活動優先順位を有効にし、要請されている資源を把握する。
- d. 州や地域の政府、その他の連邦省庁と協働し、利用可能な地域資源を最大有効活用すると同時に、地域外に要請されている資源を把握、それら外部資源の所在を明らかにし、被災地域への搬入を開始する（資源輸送に関しては「ESF1- 輸送」と調整）

- e. セクションI.Cに記述があるように、本ESFを通じて現場応急対応活動を継続する。これら継続活動の中には次のようなものが含まれる。
 - ・土盛り、防油堤、貯水設備づくり
 - ・汚染土壤・汚泥の埋め立て
 - ・化学物質その他の物質を使用した放出物質の封じ込めまたは拡散抑制、または被害緩和（安全フェンスの設置など）
 - ・適切な排水を確保するための排水溝管理
 - ・フェンス、警告標識その他、安全管理および現場管理のための予防措置
 - ・排水溝からの高度汚染土壤の除去・移動
 - ・有害物質を格納したドラム缶、樽、タンクその他の大型容器の除去
- f. 同時に複数の災害へ対応する事態が起こる可能性もあるため、現場調整官（OSC）はすべての重要活動に関して、時間の許す範囲でESF地域責任者と協働する。重要な活動としては、管轄範囲外での資源需要間の競争や獲得に関するもの、予防措置または他の応急対応活動や優先順位に影響を与えるような事項に関する連邦高官への提言、などが考えられる。
- g. 被災地事務所（DFO）と緊密な協力関係を維持し、情報を共有、支援に対する要請への効果的な対応を確実にする。地域ESFは応急対応時に定められたペースで定期的に書面による状況報告をESF10連邦責任者へ提出する（最低でも勤務交代毎）。
- h. テロリズム発生の場合には、危機管理およびその後の管理において、要請される支援を提供する。同時にESF10応急対応活動を実施する。

V. 担当管轄

A. 主要機関：環境保護庁（EPA）—特定の事件発生時における特定地域災害現場責任者として連邦沿岸警備隊（USCG）とともに

1. 本部および被災地事務所およびUSCGと緊密な連携を維持する；必要に応じて、大災害応急対応グループ（CDRG）、緊急支援チーム（EST）、その他のESFおよび連邦応急対応チーム（NRT）とも協力する。
2. ESF5を支援するために被害報告および被害評価を提供する。
3. 危険物対応資源に対する需要衝突の解決を促進する。本部を通じて被災地の周辺地域からの後方支援プログラムを調整する。
4. 本ESFに対し、技術的支援、調整活動、統率支援と同様に、要員、施設、通信手段などを提供する。
5. 漏洩した石油または有害物質に関する調査、識別、収容、除去、廃棄、被害最少化のための連邦の活動、または予測されるそれら危険物漏洩から来る脅威の予防、被害軽減、最少化などに関する連邦の活動全体を調整、統合、管理する。
6. 石油および有害物質、有毒物質、汚染物質の漏洩または放出による環境的影響、および環境汚染抑制技術に関する専門知識を提供する。
7. 現場調整官（OSC）を派遣する。
8. 連邦応急対応チーム（NRT）責任者および地域応急対応チーム（RRT）の協働責任者を提供する。

B. 支援省庁

応急対応計画の計画中および始動期間中、以下の連邦省庁は各専門分野に応じ、次のような支援を提供するよう待機する。各省庁の提供する支援は、各省庁の提供能力および法的根拠に基づくものである。

1. 農務省（DOA）

- a. 食肉類、食肉製品、家禽類およびその製品、また卵製品の清潔性、安全性を確保する。
- b. 汚染食肉類、食肉製品、家禽類およびその製品、また卵製品の流通を予防する。
- c. 米国農務省（USDA）の管轄下にある地域での緊急災害による天然資源への影響を測定、評価、監視する。
- d. 汚染物質の土壤への影響、さらに拡散・浸透に関する予測を提供する。
- e. 予防措置および被害評価の展開を支援する。

- f. 家畜類飼育を支援する。
- g. 放射線に汚染された家畜類および家禽類の廃棄を支援する。
- h. 保健社会福祉省（HHS）、環境保護庁（EPA）、およびUSCGと協調し、食糧の生産、加工、流通を支援する。
- i. 銀農家に情報および支援を提供する。

2. 商務省・海洋大気庁（DOC/NOAA）

- a. 気象データ、気象予報、緊急情報の収集および発信
- b. 天然資源および沿岸生息環境、石油や有害物質の環境への影響、適切な除去方法と移動場所情報などの専門知識の提供
- c. 予測される危険の評価などを含んだ、沿岸地域および海域における応急対応への科学的支援の提供。
- d. 有害物質の移動、拡散、特性、特徴（大気性か海洋性かなど）の長期的予測
- e. 海域、沿岸、内陸水域などの気象学的、水文学的情報や凍結情報などの提供
- f. 沿岸、内陸水域、および5大湖などの図版および地図の提供

3. 国防総省（DOD）

- a. 同省が所有する船舶、施設、車両などからの有害物質漏洩の際の直接対応活動
- b. 国防総省の活動要項に準じたうえで、要員や器材（海域搜索潜水部隊など）を他の連邦組織や州、地域自治体に貸与する。

4. エネルギー省（DOE）

- a. 同省が所有する船舶、施設、車両などからの有害物質漏洩の際の直接対応活動
- b. 国家緊急時計画（NCP）に対応する放射線物質漏洩の放出源や程度の把握に関する助言、および放射性汚染物の除去、廃棄に関する助言の提供

5. 保健社会福祉省（HHS）

- a. 応急対応における健康ハザード評価に関わるすべての事項に関する支援の提供、および応急対応要員および公衆衛生の保護
- b. 身体の異常、不調、症状の訴えなどが危険物に対する露出によるものかどうかの判断
- c. 危険物に対する露出と症状の一覧を作成し、適切な試験を行う
- d. 有毒物質の健康への影響に関する情報を作成、保管、提供する

6. 國土安全保障省・連邦沿岸警備隊

- a. ESF10の主要省庁である環境保護庁（EPA）を支援し、ESF10発動の際の準備、さらに応急対応の調整を支援する。これらの支援には準備期間中の本ESFの地域副責任者、応急対応期間中の地域災害現場責任者の役などが含まれる。
- b. 管轄下で発生した石油および危険物の関わる災害に対し、現場調整官（OSC）を提供する
- c. 連邦応急対応チーム（NRT）の責任者、および地域応急対応チーム（RRT）の副責任者を提供する
- d. 管轄下において漏洩した石油または有害物質に関する調査、識別、収容、除去、廃棄、被害最少化のための連邦の活動、または予測されるそれら危険物漏洩から来る脅威の予防、被害軽減、最少化などに関する連邦の活動全体を調整、統合、管理する。
- e. 連邦応急対応センターを維持する。
- f. 太平洋、大西洋、湾岸地域に駐留する3つの攻撃チームからなる連邦攻撃部隊を管理統制し、応急対応に際し、技術的な助言や支援、通信支援などを提供する。
- g. 国内および国際港湾の安全保障、海上警察、船舶航行などに関する専門知識、および人員、作戦、船舶および海域施設の安全などを提供する
- h. 管轄内で起こる石油または有害物質の放出に備え、それらに対する指示、管理統制、監視を行えるよう、施設に常に要員を準備しておく。

7. 内務省（DOI）

次のような事項に関し支援および専門能力を提供する：魚類および野生生物資源、地質学や水文学、地

震その他の自然災害、鉱物資源、土壤、植生、採鉱活動、危険物の識別、生物学および一般的な天然資源、文化的資源、内務省（DOI）が管理する土地に影響のある事項、インディアン居住区およびその資源に影響を与える事項、国立公園、自然保護地区、養魚場など。

8. 法務省（DOJ）

連邦の応急対応によって起こる複雑な法的問題に関する助言の提供

9. 労働省・職業安全衛生管理局（DOL/OSHA）

応急対応活動に従事する要員の危険性について、環境保護庁（EPA）および他の連邦応急対応チーム（NRT/RRT）参加省庁、同様に現場調整官（OSC）に対し、助言および専門的評価を提供する。労働安全衛生局（OSHA）はまた必要に応じて、従事者を確実に保護するためのいかなる活動も行うことができる。現場での職業安全衛生についての質問は、OSHAの地域事務所が応答する。

10. 国務省（DOS）

危険物による災害が国境を越えた場合、または米国内で他国船籍の船舶が被災した場合、国際的な応急対応における調整への助言、支援を提供する。

11. 運輸省（DOT）

石油および危険物の輸送に関する梱包、取り扱い、規制有害物質の移動など、輸送手段すべてに関する専門知識を提供する

12. 原子力規制委員会

連邦応急対応センター（NRC）による認可、または「連邦放射性物質緊急対応計画（FRERP）」に基づくアグリーメント・ステйт（Agreement State）の認可を受けた施設で緊急事態が発生した際、放射性物質の影響に対する連邦政府の被害軽減活動を調整する。

放射性物質および化学物質の関わる緊急事態については、連邦応急対応センター（NRC）および環境保護庁（EPA）が、NRC/EPA合同対応開始手順に従い応急対応で協働する。

C. その他の省庁

その他の連邦省庁は必要に応じ、助言、支援などの提供を求められる。

VI. References

- A. 「包括的環境対処・補償・責任法」修正版（CERCLA、一般的に「スーパーファンド法」）：Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act, as amended, 42 U.S.C. 9601, et seq.
- B. 「水質汚染防止法」修正版：Clean Water Act, as amended, 33 U.S.C. 1321.
- C. 「1990年アメリカ油濁法」：Oil Pollution Act of 1990, 33 U.S.C. 1321.
- D. 「大気汚染防止法」修正版：Clean Air Act, as amended, 42 U.S.C. 7401.
- E. 「危険物輸送法」Transportation of Hazardous Material, 49 U.S.C. 5101.
- F. 「国家石油及び危険物緊急事態計画（NCP）」：National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan, 40 CFR 300.
- G. 大統領命令（行政命令）12580、スーパーファンド法施行：Executive Order (EO) 12580, Superfund Implementation.

- H. 大統領命令（行政命令）11735、連邦水質汚染規制法311による業務指令、修正版：
11735, Assignment of Functions Under Section 311 of the Federal Water Pollution Control Act, as amended:
- I. 「アメリカ・メキシコ国境における有害物質漏洩災害のための危機管理合同計画」1988年1月：Joint U.S./Mexico Contingency Plan for Accidental Releases of Hazardous Substances Along the Border, January 1988.
- J. 「アメリカ・メキシコ海洋環境協定」1980年7月：U.S./Mexico Marine Environment Agreement, July 1980.
- K. 「アメリカ・カナダ海洋汚染危機管理合同計画」1983年9月、1986年修正版：U.S./Canada Joint Marine Pollution Contingency Plan, September 1983, revised 1986.
- L. 「カナダ・アメリカ内陸地方汚染に関する危機管理合同計画」1994年7月：Canada/U.S. Joint Inland Pollution Contingency Plan, July 1994.
- M. 「ベーリングおよびチュクチ海域における危機管理合同計画」1989年10月17日（アメリカ・ロシア間）：Joint Contingency Plan in the Bering and Chukchi Seas, October 17, 1989 (U.S./U.S.S.R.).
- N. 「1986年スーパーファンド改正・再承認法（SARA）」、緊急計画とコミュニティの「知る権利」法（SARAタイトルIII）を含む：Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986, including the Emergency Planning and Community Right-to-Know Act (SARA Title III) of 1986.

VII. 用語と定義

- A. 「包括的環境対処・補償・責任法（CERCLA）」、同修正
より一般的には「スーパーファンド法」の名で知られているCERCLAは、有害物質による災害に直接的に対応するために求められていた全般的な権限を、連邦および州政府に提供する目的で可決された。
- B. 地域応急対応グループ（District Response Group）
各USCG内に設置されている地域応急対応グループ（DRS）は、一般的には海域における応急対応活動において、現場調整官（OSC）に対する技術的支援や、要員や器材の派遣に関する責務を負う。
- C. 環境応急対応チーム（Environmental Response Team）
環境保護庁（EPA）によって創設された環境応急対応チーム（ERT）は、生物学、化学、水文学、地質学、工学などの専門家から構成される。ERTは、石油および有害物質の放出・漏洩、またそれらの環境への脅威が関わる応急対応において計画策定と実施活動の両面で、現場調整官（OSC）技術的助言や支援を提供する。
- D. 危険物（Hazardous Materials）
本ESFでは、危険物の定義は広く、石油、CERCLAで定義されている有害物質、CERCLAのセクション101(33)で定義されている有毒物質や汚染物質、さらに特定の化学大量破壊兵器および生物大量破壊兵器を含む。連邦の危険物に対する応急対応は国家緊急時計画（NCP）に基づき実行される。
- E. 有害物質（Hazardous Substances）
本ESFでは、CERCLAのセクション101(14)で定義されているものを有害物質とする。
- F. 国家石油および有害物質汚染緊急計画（NCP）
国家緊急時計画（NCP）(40 CFR 300)は、CERCLAおよびCWAのセクション311で承認されている応急対応権限とその能力を執行する。国家緊急時計画（NCP）はすべての連邦省庁に適用され、石油および危険物や、有毒物質、汚染物質の漏洩に対処する効率的で、十分に調整された効果的な応急対応を提供する。
- G. 連邦緊急応急対応センター（NRC）
A 石油や危険物の漏洩に関する活動における連邦の通信センター。NRCはワシントンDCのUSCG本部に置かれ、石油および有害物質漏洩の通知を適切な現場調整官（OSC）に伝達する。24時間対応電話番号：1 (800) 424-8802、またはワシントンDC(202) 267-2675。

H. 連邦応急対応チーム (NRT)

連邦応急対応チーム (NRT) は、石油および有害物質の放出による大規模な環境被害および公衆衛生への影響に責任を負う16の連邦省庁から構成されており、国家緊急時計画 (NCP) に基づく連邦省庁の活動の主要な調整媒介となる。NRTは連邦の計画および応急対応調整を実行し、高度に組織された石油および危険物緊急応急対応ネットワークの連邦レベルの頂点となる。NRTの責任者を環境保護庁 (EPA) が、副責任者をUSCGが務める (EPA側の責任者は化学物質緊急準備予防部部長)。

I. 連邦攻撃部隊 (National Strike Force)

連邦攻撃部隊 (NSF) は太平洋、大西洋、湾岸地域に駐留する3つの攻撃チームから構成され、石油および有害物質による非常事態において、それらの物質の除去や活動中の通信支援、特殊器材、活動などについて技術的な助言や支援を提供できる。

J. 現場調整官 (On-Scene Coordinator)

有害物質除去活動のために事前から指名されている連邦高官。災害発生地の位置により、現場調整官 (OSC) は環境保護庁 (EPA)、USCG、国防総省 (DOD)、エネルギー省 (DOE) のいずれかから派遣される、国防総省 (DOD) またはエネルギー省 (DOE) から派遣されたOSCは、それぞれの省庁施設の指揮・調整にまわる。

K. 放射性物質応急対応チーム (Radiological Emergency Response Teams)

環境保護庁 (EPA) の屋内空気放射線部は放射性物質応急対応チーム (RERTs) を提供し、放射性物質の汚染およびその危険性のある現場への応急対応支援を行う。これらのチームは放射線モニタリング、放射性核種分析、放射線保健物理学、リスク評価などにおける専門性を提供できる。RERTsは応急活動中に、移動研究室および駐在研究室の両方を提供できる。

L. 地域応急対応チーム (Regional Response Teams)

地域応急対応チーム (RRT) は連邦応急対応チーム (NRT) の地域版であり、NRTに参加している各連邦省庁の代表および地域内の各州代表から構成される。RRTは応急対応開始以前の計画および準備機関として機能し、応急対応活動中に、現場調整官 (OSC) に対する協力、助言を行う。

M. 科学支援調整官 (Scientific Support Coordinator)

Under the direction of the Federal 現場調整官 (OSC), a Scientific Support Coordinator (SSC) leads a team of scientists that provide scientific support for response operational decisions and for coordinating on-scene scientific activity. Generally, an SSC is provided by NOAA in coastal zones and by 環境保護庁 (EPA) in the inland zone.

N. 海難救助潜水部隊 (Supervisor of Salvage and Diving, SUPSALV)

SUPSAVLは海難救助、捜索、復旧活動のために海軍省によって創立された。特殊海難救助、消防、石油・油濁処理、潤滑剤オフローディングなど、応急対応を支援できる多様な経験を持っている。SUPSAVLは可能な場合には、連邦および地域の緊急計画支援の目的で訓練器材の提供も行う。

(2) 連邦政府危機管理広報活動支援に関するプラン “Public Affairs”

Public Affairs 広報活動支援
Support Annex 付属文書

I. はじめに

A. 本文書の目的

本付属文書は、大災害または緊急事態発生時、連邦政府の応急対応を支援する広報活動業務を遂行する際の指針を示すものである。

B. 活動範囲

広報活動の使命は災害発生後、該当地域の安定確保に貢献するために、正確で一貫性のある分かりやすい情報を、時宜を得て広めることである。以下が具体的な目標である。

1. 関係各庁は効果的、効率的かつ速やかに応急対応および復旧活動を実施するという信頼感を、一般に浸透させる。
2. 援助の申請方法や、生命の安全に欠かせない避難所や資源の配置および現況に関する重要情報を提供する。
3. 根拠のない流言に対処し、正式な情報を提供する。

II. 方針

A. 大災害または緊急事態発生後、国土安全保障省(DHS)の責任下に連邦政府の広報活動が開始される。 DHSの責務には、戦略的計画および方針の策定、他の連邦各省の広報長官とホワイトハウス広報部間の連絡役、合同情報センター(JIC)設置の必要性に関する判断などが含まれる。

B. 大災害または緊急事態発生時には合同情報センター(JIC)が設置され、緊急情報公開、広報活動、さらに最新情報に対するメディア・アクセスなどの調整の中心を担う。JICには関係各省庁の広報官(PAO)が集まり、メディアおよび一般に対して速やかに発信される、正確かつ一貫性のある情報の調整・発表を確保する実際の場となる。

1. 合同情報センター(JIC)は国土安全保障省本部(DHSHQ)と被災地周辺、またはそのどちらかに設置される。JICおよびDHS間の情報公開は、可能な最大限の範囲において十分に調整される。
2. JICのうち連邦の主要センター一ヶ所は、被害の大きい地域に設置される。これは、被災地事務所(DFO)と同じ建物または隣接する建物に共同設置されることがのぞましい。近接設置によって、災害活動に関する情報源に対しJICが容易にアクセスでき、また統率体制からJICへのアクセスも円滑化される。
3. 本部と現地のJICは、他の連邦緊急活動計画下か、または特別な手順下に設置される。

C. 連邦、州、および地域の災害情報は発表に先がけ、可能な最大限の範囲において調整を受け、一貫性および正確さを確実にする。

D. 全ての連邦各機関は情報公開にあたり各機関独自の公開メカニズムを使用できる。調整担当広報官(PAO)が他機関の方針、手順、プログラムなどの情報公開に関して、編集的または方針的管理を行うことはない。

E. 州政府および地域自治体は、ボランティアや個人の応急対応組織と同様、JICに参加し、JICの資源を共有してよい。合同情報センター(JIC)への同時配置が不可能な場合には、すべての組織はJICとの協力下で各自の情報活動を実施することができる。

III. 事態

- A. 大災害後は、被災地周辺では通常の通信手段が破壊されていたり、深刻に断絶されている可能性がある。したがって通信手段が復旧するまでは被災地域からの情報は範囲が限られ、また内容も不完全であることが考えられる。
- B. 大災害直後は、災害に関する緊急情報公開や報道機関の要望への応答に必要な、大規模で複雑なメカニズムの構築にとって重要な時期である。

IV. 活動コンセプト

A. 組織

合同情報センター(JIC)の主な組織構成は、災害規模およびJICの設置場所(本部か現地か)によって異なる。一般的に組織の構成要素に含まれるものあげる。

1. 本部合同情報センター内における国土安全保障省(DHS)の主席スピークスパーソンはDHS報道担当長官(Director of Media Affairs)、または指名する者とし、国内各報道機関からの問合わせなどに対応する。現地合同情報センターの主席スピークスパーソンは主席広報官(PAO)とし、被災地域にJICが設置されるまでは地域オペレーションセンター(ROC)で活動することになる。この主席広報官はDHS報道担当長官と協議し、現地活動への移行を円滑に行えるよう確実にする。
2. メディアの情報収集に対応する窓口としてメディア・リレーションズ(Media Relations)を設置し、DHSや連邦および州政府、地域自治体やボランティア機関が提供する災害応急対応、復旧活動、被害軽減プログラムなどに関する情報すべての連絡先とする。広報窓口の活動には、災害支援活動に関するメディアへの正確かつタイムリーな情報提供、メディア関係者と協働した正確かつ建設的なニュース報道の促進、重要情報報道を確実にするための取材モニタリング、応急対応や復旧努力に対する一般の信用に影響を与えるような問題の把握などが含まれる。
3. 応急対応、復旧活動、被害軽減プログラムや、JICによる新聞・放送メディア向け情報の発表状況や手順に関する情報収集は、クリエイティブ・サービス(Creative Services)が担当する。
4. 英語以外の言語使用者が可能な限りの範囲で各言語のメディアを通じ、応急対応、復旧活動、および被害軽減プログラムに関して正確かつタイムリーな情報受信できるよう確実にするために、マルチリンガル・オペレーションズ(Multilingual Operations)が活動する。
5. 出版・放送メディアを使用した公共サービス・キャンペーン、ビデオ資料の作成、調査、特別企画、および公開集会やプレゼンテーションなどの後方支援といったプロジェクトの計画および実施は、特別プロジェクト(Special Projects)が担当する。

B. 本部レベル応急対応組織

1. 国土安全保障省(DHS)報道担当長官は以下の任務を担う。
 - a. 大災害および緊急事態時のすべてのメディア活動のためのホワイトハウス広報。
 - b. 他省庁広報長官との協議上における、災害応急対応の広報活動方針、計画、実施の調整。
 - c. 合同情報センター(JIC)に加わる各省庁の上級広報代表で構成される本部(HQ)省庁間グループにおける国土安全保障省(DHS)代表。この省庁間グループは定期的に会合を持ち、JICの政策に関する指針作りや、JICの重要な活動の調整を行う。
 - d. 合同情報センター本部全体の運営・活動の管理。
2. 災害後に発表される連邦政府情報は、被災地の現地合同情報センターが運営可能となるまで、RSTメディア業務チーム(RST media affairs team)と協議の上、ワシントンDCへJICを設置し、その本部事務所が調整、発表を行う。スペース的な要請、また余裕がある場合にはその合同情報センターの臨時本部は、隣接機関の支援が得られるDHSに設置する。

3. 現地のJICが運営を開始してからは、メディアおよび一般に発表する連邦政府情報の発信・調整に関しては同JICが第一義的責任を負う。本部(HQ)JICは必要な期間、現地JICの衛星的役割として運営を継続し、ワシントンDC地域のメディア向け情報サービスの提供を行う。

4. 国土安全保障省(DHS)本部は現地にいるJICを支援し、集中管理サービスを提供する。これらのサービスの中には、ニュースレター「リカバリー・タイムズ」の製作やメディア向け情報の毎日の更新、DHSラジオ・ネットワーク、国内メディアのモニタリングと分析、JICレポート、インターネット・サービス、FAXによる国内放送機関への情報送信などが含まれる。

C. 地域レベル応急対応組織

1. 現地主席広報官は現場の第一連絡先となり、連邦調整官(FCO)を補佐して情報公開責任を担う。主席広報官はまた、JICの活動を逐一監視する(特に大規模な災害の場合には、JICの調整官がJIC活動の責任者となる)。

2. 現地のJICは報道関係者が集まりやすい場所に設置すべきである。被災地事務所(DFO)が遠方の場合には合同情報センターの衛星事務所を設置して十分な人員を配置し、現場メディアへの応対にあたるべきである。情報公開の担当局は本来のJICに残留する。

3. 現地JICの基本的役割は以下の通りである。

- a. 間接的・非間接的に被災した個人、家族、企業団体や産業界に対し、応急対応および復旧活動の関連情報を提供する。
- b. 正確な情報伝達を確実にするため、ニュース報道のモニタリングを行う。
- c. 災害応急対応や復旧作業、被害軽減活動に対して報道された誤解や誤情報、不正確な情報を修正する対抗措置をとる。
- d. 災害応急対応や復旧作業、被害軽減活動に関する正確でタイムリーな情報を、英語以外の言語使用者が確実に、しかも可能な最大限の範囲でその各言語で受信できるよう活動する。
- e. 被災者および一般市民に対し、広範囲なメディア資源を活用して情報発信を行う(通常の出版・放送メディア以外にも、ニュースレター「リカバリー・タイムズ」、DHSラジオ・ネットワーク、DHSリカバリー・ラジオ、リカバリー・チャンネル、放送機関へのFAX発信、インターネットなど)。
- f. 応急対応活動に加わっている連邦および州機関、地域自治体やボランティア団体との接触を維持し、情報収集を行う。
- g. DHS担当官やその他担当者による記者会見や、被災地への報道関係者ツアーといった適切な特別プロジェクトの指揮をとる。
- h. 広報活動支援を提供し、連邦調整官(FCO)およびそのスタッフへの助言を行う。
- i. 報道メディアによる一般への情報発信を支援するため兵站課と協調し、通信手段や事務所スペース、物資供給といった基本的施設の提供を行う(連邦調整官が公共利益となると判断した限りでこれらの施設は提供される)。

V. 応急対応措置

A. 初動措置

大災害または緊急事態発生の告示に際しては、国土安全保障省(DHS)本部の報道担当長官(the Director of Media Affairs)が以下の措置を講じる。

1. 他省庁の報道担当長官と連絡をとり、報道メディアに対して一元的に対応するか、調整した対応が必要かを決定した上で、連邦の公式見解としてはひとつの省庁が対応を担う。
2. 他の連邦機関と協議の上、合同情報センター(JIC)設置の必要性を決定する。
3. 被災地域の地域広報官に連絡をとり(または他の地域担当官、もしくは該当地域への連絡がとれない場合には州広報官)、連邦レベルの省庁間計画に関する情報を伝達する。
4. 連邦調整官(FCO)および緊急支援チームと協調して、被災地に派遣し現地合同情報センターにおける広

報責任を担う主席広報官を任命する。

B. 継続対応措置

1. 報道担当長官(the Director of Media Affairs)は継続対応として以下の措置を講じる。

- a. 大災害応急対応グループ(Catastrophic Disaster Response Group)に助言および支援を提供し、広報活動に関するすべての情報を知らせる。
- b. 現地の主席広報官および現地合同情報センター(JIC)から送られてくるすべての情報の受信点となる。
- c. 国土安産保障省(DHS)の緊急情報フィールドガイド(Emergency Information Field Guide)にあるJIC手順を確実に実行させる。

2. 主席広報官は以下の継続対応措置を講じる。

- a. 被災地に到着すると同時に現場主席広報官に就任する。同じ時に国土安全保障省(DHS)の地域広報官が主要管理職に就任する(緊急事態応急対応チーム名簿に従って副広報官または特別補佐官に)。JIC調整官はJICの常時活動に関する責任を担う。
- b. メディア、一般市民および他の機関に対し、連邦調整官(FCO)の代理を務める(または副連邦調整官の代理を務める)。
- c. 連邦調整官(FCO)に対するアドバイザーを務め、広報活動方針およびそれに従った手順を広報担当長官によって設定された通りに遂行する。

3. JICへの参加団体を代表する各名は2つの役割を務める。

- a. 広報活動使命の遂行においてJICを代表する。
- b. JICの広範囲な使命を支援するために広報サービスを提供する。

(3) 連邦政府テロリズムにおける危機管理に関するプラン

テロリズム事件に関する付属文書

署名省庁：

国防総省

エネルギー省

社会福祉省

国家安全保障省

司法省・連邦捜査局

環境保護庁

1. はじめに

大統領指示事項 (PDD) 第39号「米国反テロリズム方針」は、テロリズムに対する米国政府の方針を打ち出したもので、米国国家のテロリズムへの脆弱性軽減、テロリズムの阻止および発生した場合の対処、テロリストによる大量破壊兵器 (WMD) 使用の検査、予防、打倒、管理などを執行する能力の強化について示している。大統領指示事項 (PDD) 第39号は、事件の発生場所に関わらずアメリカ国民に対して実行されたテロリズムに対し、敏速かつ断固として対応する能力、テロリズムを支援する組織や政府に対し使用可能なあらゆる方法を用いてテロリズムの実行者を逮捕・打倒する能力、さらに被害者に対する復旧援助を提供する能力を、法的有効性を備えたうえで、米国が獲得することを宣言している。

テロリズム対策には危機管理および被害管理を提供する手段が含まれる。「危機管理」 (Crisis Management) とはテロリズムの脅威または実行を予測、防止、および解決、またはそのどれかに必要とされる資源使用について特定、獲得、計画する手段を意味する。連邦政府は予測される脅威またはテロリズムの発生を予防、先制阻止、無効とするよう努力し、実行者を逮捕・告発する主導権を行使し、一方で州政府および地方自治体政府へは要請に基づいて支援を提供する。危機管理の大部分は法執行による処置である。

「被害管理」 (Consequence management) とは公共の衛生と安全を保護し、基本的な政府機能を復旧し、テロリズム被害の影響を受けた政府・民間企業・個人などに緊急援助を提供する手段を意味する。州政府および地方自治体はテロリズムによる被害の対応に関し主導権を行使し、連邦政府は要請に応じて支援を提供する。災害管理は一般的に、緊急業務によって調整される多機能応急対応のことである。状況に応じて、連邦危機管理対応は専門的作戦や連邦被害管理（連邦危機管理と同時に作動）に支援されることもある（図T1-1参照）。「専門的作戦」 (Technical operations) には兵器または大量破壊兵器 (WMD) に接触した要員や施設の把握や被害評価、解体、移動、破棄などが含まれる。

図T1-1 - 危機管理と被害管理の関係

A. 本文書の目的

本付属文書はアメリカ合衆国内で発生したテロリズム（大量破壊兵器<WMD>の使用を含む）に対する連邦応急対応計画 (FRP) の適切な対応を確保するものである。本文書の目的を次にあげる。

1. 危機管理について説明する。指針については他の連邦緊急対応作戦計画のなかでも規定されている。
2. 危機管理と被害管理を調整する方針および機構を定義する。
3. 連邦応急対応計画 (FRP) のプロセスおよび機構（必要に応じて通常はその他の連邦緊急作戦計画によって動員される資源によっても補完される）を使用する被害管理を定義する。

B. 適用範囲

本文書の適用範囲を次にあげる。

1. 連邦応急対応計画 (FRP) の下での応急対応要請を大統領官邸が決定したアメリカ合衆国内のすべてのテロリズムの脅威または発生事態に適用される。
2. アメリカ合衆国内のすべてのテロリズムの脅威または発生事態による被害に対応するよう指示を

受ける、すべての連邦省庁および機関に適用される。

3. テロリズムによる被害対応に要請される特別な方針、状況、活動コンセプト、責任、指針のための財源確保などの取り組みを通じ、連邦応急対応計画 (FRP) のためのプロセスと機構づくりの上に成り立つ。

II. 方針

A. 大統領指示事項 (PDD) 第39号は、米国のすべての反テロリズム活動面における既存の主要省庁の責任を承認、再確認する。

B. 司法省 (DOJ) はアメリカ合衆国領内のすべてのテロリズムの脅威または発生事態に対応する主導省庁として指名されており、FBIに対する作戦指示における中心的責任を担う。この任務の中で、FBIは、連邦政府の現場管理者として活動する。FBIの方針では、危機管理にはFBIから専門的ガイダンスまたは支援、またはその両方の要請を受けた連邦省庁のみが参加するものとし、それらは「大統領指示事項 (PDD) 第39号・国内配備ガイドライン (Domestic Deployment Guidelines)」(機密扱い) および「FBI大量破壊兵器 (WMD) 事件緊急時対策」に記述のある通りである。

C. 社会福祉省 (DHS) はアメリカ合衆国領内の被害管理における主導省庁に指名されている。DHSは連邦応急対応の全過程を通じて、被害管理における主導省庁として活動する権限と責任を保持する。DHSでは、州政府および地方自治体の被害管理に提供される各連邦機関からの支援すべての調整を、連邦応急対応計画 (FRP) の機構を動員して行うことの方針としている。

D. 総合的な主導権はひとつの連邦省庁 (LFA) が把握するという点を確実にするために、大統領指示事項 (PDD) 第39号では、司法長官が主導省庁 (LFA) としての役割を完全に社会福祉省 (DHS) へ移譲するまでは、社会福祉省 (DHS) が司法省を支援する (FBIに委託される) ことを定めている。法律で承認されている通り、社会福祉省はすべての主導連邦省庁 (LFA) を支援する。

III. 状況

A. 条件

1. アメリカ合衆国内に予測されるテロリズムの脅威、または信頼度の高いテロリズム予測情報のFBI評価に基づいて、FBIは他の法執行機関に指示し、他の連邦省庁とともに事前対応について調整する。

a. FBIから他の連邦省庁に対する支援要請は、国家安全保障会議 (NSC) グループとの調整を交え、司法長官および合衆国大統領を通じて調整されることが保証されている。

b. 社会福祉省 (DHS) は、予想される被害管理要件の把握において関係する州および地方自治体の緊急事態管理担当機関とFBI間の調整を指導、支援し、および連邦の被害管理担当省庁とFBI間の調整を指導、支援して対応準備を促進する。

2. 警告なくテロリズム行為が発生し、大規模な被害が起こった場合には、社会福祉省 (DHS) は連邦応急対応計画 (FRP) の下に事後被害管理を開始することができる。社会福祉省は権限行使し、特定の事件に適切な同時進行支援をFBIに提供する。

B. 計画の前提条件

1. 予測されるテロリズムやテロ事態発生、特に大量破壊兵器 (WMD) が関与した場合に、それらによって生じる複雑な諸問題について、連邦、州、地方のいかなる省庁や民間セクターレベルも単独で行動する権限や専門性を持たない。

2. テロリズム行為、特に大量破壊兵器 (WMD) を使用してアメリカ合衆国内の人口密集地を狙ったテロリズムは発生後、ほとんど直ちに、多くの州政府や地方自治体政府の対応可能範囲を越える大規模な被害をおよぼすと思われる。

3. 大量破壊兵器 (WMD) の使用による大規模な被害では、特に複数箇所で発生した場合、連邦機関の既存の対応能力も越えることが考えられる。

4. 連邦、州および地方自治体の緊急対応機関は重複を避けて活動範囲を定義する。活動範囲は被害地域へのアクセス管理、広報メッセージの発信対象の決定、複数の応急対応組織の中からの活動参加セクターの指名、住民や環境への被害予測などを行う際に影響してくる。これら活動範囲を異なる機関が管理し、適切な調整機構が存在しない場合には、応急対応全体に支障が出る可能性がある。
5. 適切な要員保護機材の準備が不可能な場合、緊急対応要員の安全が確保できるレベルまで危険物質が消散しない限り、汚染地域（ホット・ゾーン）への進入は見送られる。対応機関は被災地事務所（DFO）に補助機材を準備すべきである。
6. 応急対応活動は地理的にひとつの州の中の地域、または複数の州にまたがる地域において、管轄責任を持つFBIの現地担当官および地域担当官も関与する。FBIと社会福祉省（DHS）は被災範囲の地理的必要状況に応じて協力関係を構築する。
7. 応急対応活動にはアメリカ合衆国の国境を限界とする広い地理的範囲が含まれる。他国政府との調整責任は国務省が担う。

IV. 活動コンセプト

A. 危機管理

(原典: FBI, National Security Division, Domestic Terrorism/Counterterrorism Planning Section)

1. 大統領指示事項（PDD）第39号では、アメリカ合衆国領内、または外国船籍船舶が関与しない国際水域でのテロリズム行為または予測されるテロリズムの脅威に対し、主導省庁としてFBIの責任を再確認している。FBIは事態の程度に応じ、段階的で柔軟な応急対応を行う。対応すべき事態に含まれる項目を次にあげる。
 - a. 口頭、文書、情報活動その他の形式で入手された、信頼性の高いテロリズム予測情報
 - b. 地方の現地FBI部隊の対処能力を越えるテロリズム行為
 - c. 実際の傷害事件や建築物の損傷に先立ち、著しい破壊的事件を起こす可能性のある爆発物または大量破壊兵器（WMD）の存在が確認された場合
 - d. 警告のあるなしに関わらず、爆発装置の爆発や大量破壊兵器（WMD）の使用、またはその他の爆発事件によって、限定的な数の死傷者が出了た場合
 - e. 警告のあるなしに関わらず、大量破壊兵器（WMD）の使用、またはその他の爆発事件により多数の死傷者が出了た場合
2. FBIが社会福祉省（DHS）、およびFBIに直接支援を提供する他の連邦省庁に、信頼性の高いテロリズム予測情報を通知した場合。FBIは技術的専門家を擁する連邦省庁と緊密に連携したうえで危機評価プロセスを開始し、技術的、計画的、行動的見地からテロリズムの実行可能性を検討する。
3. FBIは同局がテロリズム行為だと確認した脅威や発生事態の被害地域にあたる州の警察機関に対し、初期通告を行う。
4. 正当な場合には、FBIはFBI応急対応を開始、同時に司法長官に助言し、またこれも正当な場合は、司法長官から大統領および国家安全保障会議（NSC）グループにも連邦危機管理対応が必要である旨を告知する。権限の承認を得た場合には、FBIがFBI本部および管轄区のFBI現場事務所、および被災現場において、複数省庁による危機管理機構を始動させる（図Figure TI-2参照）。FBIの要請を受けた連邦省庁（社会福祉省を含む）はFBI本部の「戦略的情報および作戦センター」（Strategic Information and Operations Center : SIOC）に代表を派遣する他、危機管理支援の必要に応じて適切に対応する（FBIによる危機管理応急対応に関するガイドラインは、「FBI大量破壊兵器<WMD>緊急対策計画」<FBI WMD Incident Contingency Plan>の中で示されている）。
5. 予測される脅威に大量破壊兵器（WMD）の使用が見込まれる場合、FBI長官は司法長官に対し国内非